

優良運転者上申について

▼表彰基準

上三川町民であり、常に交通法令を守り安全運転に心がけ、他の運転者の模範と認められる方。

●「栃木県警察本部長・栃木県交通安全協会会長表彰」

・40年表彰

昭和53年3月31日以前に免許を取得された方

・30年表彰

昭和62年4月1日から昭和63年3月31日までの間に免許を取得された方

・20年表彰

平成9年4月1日から平成10年3月31日までの間に免許を取得された方

●「下野警察署署長・下野地区交通安全協会会長表彰」

・15年表彰

平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に免許を取得された方

・10年表彰

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に免許を取得された方

・5年表彰

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に免許を取得された方

▼不適格者

①過去5年以内に交通法令に違反した方(3点以下の違反は除く)

②過去に緑十字銅章などの上位表彰を受けた方

③その他表彰基準の欠格事項に該当する方

▼申込方法

運転免許証・上申経費(6300円)・印かんを(持参の上、4月20日(月)から4月20日(金)未

でにお申し込みください。受付窓口は役場2階の総務課となります。なお、上申経費(6300円)

は審査手数料(無事故無違反証明書代)となり、お返しするものがありませんので留意ください。

▼問い合わせ先

総務課 交通防災係

☎(56)9115

「危険(み)有害(み)」の処分について

今回は危険(み)の処分方法についてお知らせします。

《危険(み)とは》

はさみ・包丁・カミ

ソリなどの刃物類、

乾電池、スプレー缶

ライター、蛍光灯、

電球など

《ごみの出し方》

種類別に分けて、透

明か半透明のごみ袋

に入れて出してくだ

さい。

(例)刃物類と乾電池

を出すときは、刃物

類と乾電池をそれぞ

れ別のごみ袋に入れ

て出してください。

《注意》

・刃物類は、刃の部分を紙などで包んで出してください。

・スプレー缶は、中身を使いきって穴を空けてから

出してください。

・ライターは、使い切って中身の液体がなくなった

ものを出してください。

ものを出してください。

▼問い合わせ先

住民生活課 生活環境係

☎(56)9131



固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

●縦覧

納税者は、自己所有以外の土地または家屋の評価額（所有者の情報を除く）を縦覧することができます。

縦覧の趣旨	自己の土地・家屋と、他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度		
縦覧期間	4月1日から最初の納期限の日まで(5月1日) 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)		
縦覧対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧範囲	記載事項
	固定資産税の土地の納税者 (代理人または納税管理人)	土地価格等縦覧帳簿	所在(地番)地目・地積・価格
	固定資産税の家屋の納税者 (代理人または納税管理人)	家屋価格等縦覧帳簿	所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格
縦覧に必要なもの	・納税通知書または課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの ※代理人は上記のほか、委任状または承諾書の提出も必要となります。		
審査申出期間	固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から、納税通知書の交付を受けた日以後3か月を経過する日まで ※固定資産課税台帳に価格を登録された価格について不服がある場合においては、上記の期間内に固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。		

●閲覧

納税者は、固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について、一年を通して閲覧することができます。また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。

閲覧期間	4月1日より通年 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)	
閲覧対象者と閲覧範囲	閲覧対象者	閲覧範囲
	①固定資産の所有者	所有している固定資産
	②土地を有償で借りている者	借りている土地
	③家屋を有償で借りている者	借りている家屋及びその敷地である土地
	④固定資産の処分をする権利を有する一定の人	権利を有する固定資産
閲覧に必要なもの	・納税通知書または課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの ・「閲覧対象者」の②③④に該当する人は、それらを証するもの(賃貸借契約書等) ※代理人は上記のほか、委任状または承諾書の提出も必要となります。	
閲覧手数料	1回につき200円(ただし、縦覧期間中の閲覧は無料)	

※縦覧・閲覧の場所は共に税務課窓口となります。

▶問い合わせ先＝税務課 資産税係 ☎(56)9123

～ デマンド交通 (かみたん号) のご案内 ～



Q. デマンド交通って子供も使えるの？

A. もちろん使えるよ！小学生からはひとりでも使えるから、習い事に行くときに使ったりできるよ。予約は保護者の方にしてもらってね。

●問い合わせ先 【予約】予約受付センター：0120-272-315
(通話料無料・平日 午前8時～午後5時)
【登録】上三川町役場企画課政策調整係：0285-56-9118

